

# 仕様書

委託名称	浄化センター放流水等検査業務委託	
委託場所	久留米市津福本町 2241	中央浄化センター地内
	久留米市安武町住吉 1900	南部浄化センター地内
	久留米市田主丸町益生田 1101-6	田主丸浄化センター地内
委託期間	令和8年4月1日から令和9年3月31日まで	

## 委託要領 1. 仕様書の適用範囲

本仕様書は、浄化センター放流水等検査業務を委託する場合に適用する。

## 2. 委託業務内容

仕様書、設計書及び契約書に基づき、浄化センターの流入水、放流水及び脱水汚泥を採取し、検査を行うもの。

## 3. 検査場所、検査対象、検査項目、検査頻度及び検査時期

検査対象は以下の場所の流入水、放流水及び脱水汚泥とする。

久留米市津福本町 2241 中央浄化センター地内

久留米市安武町住吉 1900 南部浄化センター地内

久留米市田主丸町益生田 1101-6 田主丸浄化センター地内

検査項目、検査頻度及び検査時期については別表1～別表4のとおりとする。

なお、採取日時については各浄化センターで、その都度協議し決定する。

## 4. 検査方法等について

### (1) 流入水及び放流水

#### ①検査方法：

排水基準項目については、『排水基準を定める省令の規定に基づく環境大臣が定める排水基準に係る検定方法』とする。その他の項目については、下水試験法、工場排水試験法又はこれに準ずる方法。

#### ②着手時間：

試験は原則として試料採取後、直ちに行うこと。直ちに試験できない場合は、①の検査方法に規定する分析までの着手時間（分析前最大保存時間）を遵守すること。なお、水素イオン濃度については、ISO5667-3に基づき、6時間以内に測定し、生物化学的酸素要求量及び大腸菌数については、下水の水質の検定方法に関する省令第4

条に基づき、生物化学的酸素要求量は9時間以内、大腸菌数は12時間以内に着手すること。

(2) 脱水汚泥（溶出）

『産業廃棄物に含まれる金属等の検定方法(昭和48年環境庁告示13号)』とする。なお、検液の作成はイの方法による。

(3) 脱水汚泥（成分）

独立行政法人農林水産消費安全技術センターが定めた『肥料等試験法』（2025）版以降のものとする。

(4) 上記（1）～（3）の検査方法については、業務着手前に一覧を提出し、発注者の確認を得ること。

(5) 報告値

定量下限値および有効数字桁数等は、別表1～別表4のとおりとする。

ただし、法改正等があった場合は、適宜協議し変更する。

## 5. 再委託について

受注者は業務の全部又は一部を一括して第三者に委任してはならない。ただし、分析に係る機材の故障等やむを得ない理由により、業務の履行が困難になった場合等であって、あらかじめ発注者の書面による承諾を得たときは、この限りでない。

## 6. 検査に関する記録及び記録の保存

受注者は試料の採取から報告書作成まで、計算過程を含むすべての過程について追跡できるよう、試料採取の記録及び分析の記録（検量線、クロマトグラム等のチャート類を含む生データ）を行い、保存すること。

また、発注者より当該記録の提出を求められた場合は、速やかに提出すること。

## 7. 検査結果の信頼性確保

受注者は検査結果のチェック体制を整備し、業務に着手する前日までに体制表を提出すること。

## 8. 報告書（計量証明書）の作成および提出

(1) 流入水及び放流水の報告書は、計量証明書とする。

脱水汚泥（溶出・成分）の報告書は、分析結果報告書（計量証明書に準ずる任意様式）とする。

(2) 検査結果の報告書は検査方法、定量下限値の数値等を記載し、検査後速やかに検査対象の浄化センターに1部提出するものとする。ただし、田主丸浄化センターの報告書については、田主丸浄化センター及び中央浄化センターに1部ずつ（計2部）送付すること。

- (3) 放流水の検査結果については、報告書とは別に、定量下限値未満であるが検出下限値を超えた分析値の結果一覧を提出すること。（検出下限値を超えた分析値がない場合については、「なし」で報告）
- (4) 報告書の提出前に速報値をメールで提出すること。  
なお、速報値が過去の値と比べて著しく異なる場合等、発注者より再検査を求める場合がある。

## 9. 検査について

発注者は、8. の報告書を受理したときは、その日から10日以内に検査を行う。

## 10. 業務委託料の支払いについて

- (1) 委託料の支払いは二回の分割払いとし、前期（4～9月）分は委託料の年額に10分の4を乗じて得た額、後期（10～3月）分は委託料の年額に10分の6を乗じて得た額とする。
- (2) 受注者は前期及び後期の業務が完了した時点において、9. の検査に合格したときは、発注者に対して業務委託料の請求をすることができる。
- (3) 発注者は(2)の請求書を受理したときはその日から30日以内に支払わなければならない。

## 11. 暴力団排除に関する事項

受注者は、業務の実施にあたっては、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 暴力団から不当要求を受けた場合は、毅然として拒否し、その旨を速やかに監督職員に報告するとともに、所轄の警察署に届出を行い、捜査上必要な協力をすること。
- (2) 暴力団等から不当要求による被害又は業務履行の妨害を受けた場合は、その旨を速やかに監督職員に報告するとともに、所轄の警察署に被害届を提出すること。
- (3) 排除対策を講じたにもかかわらず、業務履行に遅れが生じるおそれがある場合は、速やかに監督職員と工程に関する協議を行うこと。

## 12. 障害者差別の禁止に関する事項

受注者は、業務の実施にあたっては、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成25年法律第65号）を遵守するとともに、発注者の取扱いに準じて、障害者に対する合理的配慮の提供をしなければならない。

### 1 3. 安全対策について

- (1) 施設内で採取を行う際には、ヘルメット・保護手袋を着用すること。また、必要に応じて、安全帯等の保護具を着用すること。
- (2) 業務履行にあたり安全管理上の障害が発生した場合には、直ちに必要な措置を講じ、かつ速やかに監督職員に連絡するとともに、その指示に従わなければならない。
- (3) 採取時には、処理施設へ採取容器等の落下やポケット等からの物の落下がないように注意すること。

### 1 4. 提出書類について

下記の書類を提出期限までに各 1 部ずつ提出すること。

提出書類	提出期限
業務着手届	
検査方法一覧	業務に着手する前日まで
検査結果チェック体制表	
業務完了届	完了後速やかに

### 1 5. その他

- (1) 採取・分析に係る全ての機材器具、薬品等については、受注者にて準備すること。
- (2) 試料採取は、監督職員等立会いのもと、行うものとする。
- (3) 本仕様書に疑義が生じた場合又は記入なきことは、両者協議のうえ決定するものとする。

別表1 流入水

項目	単位	報告下限値 (=定量下限値)	有効数字桁数等	採水場所※		
				中央	南部	田主丸
フェノール類含有量	mg/L	0.5	2	◎	◎	○
銅含有量	mg/L	0.3		◎	◎	○
亜鉛含有量	mg/L	0.2		◎	◎	○
溶解性鉄含有量	mg/L	1		◎	◎	○
溶解性マンガン含有量	mg/L	1		◎	◎	○
クロム含有量	mg/L	0.2		◎	◎	○
カドミウム及びその化合物	mg/L	0.003		◎	◎	○
シアノ化合物	mg/L	0.1		◎	◎	○
有機燐化合物	mg/L	0.1		◎	◎	○
鉛及びその化合物	mg/L	0.01		◎	◎	○
六価クロム化合物	mg/L	0.02		◎	◎	○
砒素及びその化合物	mg/L	0.01		◎	◎	○
水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物	mg/L	0.0005		◎	◎	○
アルキル水銀化合物	mg/L	0.0005		◎	◎	○
ポリ塩化ビフェニル	mg/L	0.0005		◎	◎	○
トリクロロエチレン	mg/L	0.01		◎	◎	○
テトラクロロエチレン	mg/L	0.01		◎	◎	○
ジクロロメタン	mg/L	0.02		◎	◎	○
四塩化炭素	mg/L	0.002		◎	◎	○
1,2-ジクロロエタン	mg/L	0.004		◎	◎	○
1,1-ジクロロエチレン	mg/L	0.1		◎	◎	○
シス-1,2-ジクロロエチレン	mg/L	0.04		◎	◎	○
1,1,1-トリクロロエタン	mg/L	0.3		◎	◎	○
1,1,2-トリクロロエタン	mg/L	0.006		◎	◎	○
1,3-ジクロロプロペン	mg/L	0.002		◎	◎	○
ベンゼン	mg/L	0.01		◎	◎	○

項目	単位	報告下限値 (=定量下限値)	有効数字桁数等	採水場所※		
				中央	南部	田主丸
チウラム	mg/L	0.006	2	◎	◎	○
シマジン	mg/L	0.003		◎	◎	○
チオベンカルブ	mg/L	0.02		◎	◎	○
セレン及びその化合物	mg/L	0.01		◎	◎	○
ほう素及びその化合物	mg/L	1		◎	◎	○
ふつ素及びその化合物	mg/L	0.8		◎	◎	○
1,4-ジオキサン	mg/L	0.05		◎	◎	○
水素イオン濃度	—	-	小数点以下1桁			①
透視度	cm	-	整数			①
浮遊物質量	mg/L	1	整数			①
生物化学的酸素要求量	mg/L	0.5	整数			①
化学的酸素要求量	mg/L	0.5	整数			①
窒素含有量	mg/L	0.5	整数			①
アンモニア性窒素	mg/L	0.01	整数			①
燐含有量	mg/L	0.03	2			①
塩化物イオン	mg/L	1	整数			①
ノルマルヘキサン抽出物質含有量	mg/L	0.5	2			◎

※ 測定回数(空欄は測定なし)

◎ 年2回 (5月および11月)

○ 年1回 (11月)

① 月1回 (原則毎月第1木曜日)

別表2 放流水

項目	単位	報告下限値 (=定量下限値)	有効数字桁数等	採水場所※		
				中央	南部	田主丸
フェノール類含有量	mg/L	0.5		●	●	◎
銅含有量	mg/L	0.3		●	●	◎
亜鉛含有量	mg/L	0.2		●	●	◎
溶解性鉄含有量	mg/L	1		●	●	◎
溶解性マンガン含有量	mg/L	1		●	●	◎
クロム含有量	mg/L	0.2		●	●	◎
カドミウム及びその化合物	mg/L	0.003		●	●	◎
シアノ化合物	mg/L	0.1		●	●	◎
有機燐化合物	mg/L	0.1		●	●	◎
鉛及びその化合物	mg/L	0.01		●	●	◎
六価クロム化合物	mg/L	0.02		●	●	◎
砒素及びその化合物	mg/L	0.01		●	●	◎
水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物	mg/L	0.0005		●	●	◎
アルキル水銀化合物	mg/L	0.0005		●	●	◎
ポリ塩化ビフェニル	mg/L	0.0005		●	●	◎
トリクロロエチレン	mg/L	0.01		●	●	◎
テトラクロロエチレン	mg/L	0.01		●	●	◎
ジクロロメタン	mg/L	0.02		●	●	◎
四塩化炭素	mg/L	0.002		●	●	◎
1,2-ジクロロエタン	mg/L	0.004		●	●	◎
1,1-ジクロロエチレン	mg/L	0.1		●	●	◎
シス-1,2-ジクロロエチレン	mg/L	0.04		●	●	◎
1,1,1-トリクロロエタン	mg/L	0.3		●	●	◎
1,1,2-トリクロロエタン	mg/L	0.006		●	●	◎
1,3-ジクロロプロペン	mg/L	0.002		●	●	◎
ベンゼン	mg/L	0.01		●	●	◎

項目	単位	報告下限値 (=定量下限値)	有効数字桁数等	採水場所※		
				中央	南部	田主丸
チウラム	mg/L	0.006	2	●	●	◎
シマジン	mg/L	0.003		●	●	◎
チオベンカルブ	mg/L	0.02		●	●	◎
セレン及びその化合物	mg/L	0.01		●	●	◎
ほう素及びその化合物	mg/L	1		●	●	◎
ふつ素及びその化合物	mg/L	0.8		●	●	◎
1,4-ジオキサン	mg/L	0.05		●	●	◎
水温	℃	-		小数点以下1桁		②
水素イオン濃度	-	-		小数点以下1桁		②
透視度	cm	-		整数		②
浮遊物質量	mg/L	1		整数		②
生物化学的酸素要求量	mg/L	0.5		小数点以下1桁		②
窒素含有量	mg/L	0.5		小数点以下1桁		②
アンモニア性窒素	mg/L	0.01		2		②
硝酸性窒素	mg/L	0.1		小数点以下1桁		②
亜硝酸性窒素	mg/L	0.01		小数点以下2桁		②
燐含有量	mg/L	0.03		2		②
ノルマルヘキサン抽出物質含有量	mg/L	0.5		小数点以下1桁		②
大腸菌数	CFU/mL	1		整数		②
化学的酸素要求量	mg/L	0.5		小数点以下1桁		②
塩化物イオン	mg/L	1		整数		①

※ 測定回数(空欄は測定なし)

- ◎ 年2回 (5月および11月)
- 年6回 (奇数月 原則第2火曜日)
- ① 月1回 (原則第1木曜日)
- ② 月2回 (原則第1、第3木曜日)

別表3 汚泥成分試験(肥料等試験法)

項目	単位	報告下限値 (=定量下限値)	有効数字桁数等	採取場所※		
				中央	南部	田主丸
銅含有量	mg/kg	30	整数	◎	◎	○
亜鉛含有量	mg/kg	90	整数	◎	◎	○
クロム含有量	mg/kg	50	整数	◎	◎	○
カドミウム及びその化合物	mg/kg	0.5	小数点以下1桁	◎	◎	○
鉛及びその化合物	mg/kg	10	整数	◎	◎	○
砒素及びその化合物	mg/kg	5	整数	◎	◎	○
水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物	mg/kg	0.2	小数点以下1桁	◎	◎	○
ニッケル含有量	mg/kg	30	整数	◎	◎	○
水分	%	0.1	小数点以下1桁	◎	◎	○

※ 測定回数

◎ 年2回 (5月および11月)

○ 年1回 (11月)

別表4 汚泥溶出試験

項目	単位	報告下限値 (=定量下限値)		採取場所※		
				中央	南部	田主丸
カドミウム又はその化合物	mg/L	0.009		◎	◎	○
シアノ化合物	mg/L	0.1		◎	◎	○
有機燐化合物	mg/L	0.1		◎	◎	○
鉛又はその化合物	mg/L	0.03		◎	◎	○
六価クロム化合物	mg/L	0.15		◎	◎	○
砒素又はその化合物	mg/L	0.03		◎	◎	○
水銀又はその化合物	mg/L	0.0005		◎	◎	○
アルキル水銀化合物	mg/L	0.0005		◎	◎	○
ポリ塩化ビフェニル	mg/L	0.0005		◎	◎	○
トリクロロエチレン	mg/L	0.01		◎	◎	○
テトラクロロエチレン	mg/L	0.01		◎	◎	○
ジクロロメタン	mg/L	0.02		◎	◎	○
四塩化炭素	mg/L	0.002		◎	◎	○
1,2-ジクロロエタン	mg/L	0.004		◎	◎	○
1,1-ジクロロエチレン	mg/L	0.1		◎	◎	○
シス-1,2-ジクロロエチレン	mg/L	0.04		◎	◎	○
1,1,1-トリクロロエタン	mg/L	0.3		◎	◎	○
1,1,2-トリクロロエタン	mg/L	0.006		◎	◎	○
1,3-ジクロロプロパン	mg/L	0.002		◎	◎	○
ベンゼン	mg/L	0.01		◎	◎	○
チウラム	mg/L	0.006		◎	◎	○
シマジン	mg/L	0.003		◎	◎	○
チオベンカルブ	mg/L	0.02		◎	◎	○
セレン又はその化合物	mg/L	0.03		◎	◎	○
1,4-ジオキサン	mg/L	0.05		◎	◎	○

※ 測定回数

◎ 年2回（5月および11月）

○ 年1回（11月）

令和 8 年度		設 計	精 算		
施南委					
委託費					
委託名		浄化センター放流水等検査業務委託			
委託場所		久留米市津福本町 中央浄化センター 外			
履行期間		令和8年4月1日から 令和9年3月31日まで			
委託の概要					
<ul style="list-style-type: none"><li>・水質分析業務(流入水)</li><li>・水質分析業務(放流水)</li><li>・汚泥分析業務(成分試験)</li><li>・汚泥分析業務(溶出試験)</li><li>・試料採取</li><li>・報告書(計量証明書)の提出</li></ul>					

委託設計書

業務委託費内訳書

費目	工種	種別	細別	規格	数量	単位	単価	金額	摘要
業務委託費									
	水質分析及び汚泥分析		水質分析業務(流入水)		1	式			明細①
			水質分析業務(放流水)		1	式			明細②
			汚泥分析業務(成分試験)		1	式			明細③
			汚泥分析業務(溶出試験)		1	式			明細④
			試料採取		1	式			明細⑤
			諸経費		1	式			明細⑥
			小計						
			合計(委託価格)						千円未満切捨て
			消費税相当額						10%
			請負委託費						

久留米市



内 訳							摘要	
費 目	名称	品種	規格	数量	単 価	金 額		
明細② 水質分析業務(放流水)	フェノール類含有量			14	検体		中央年6回 6検体、南部年6回 6検体、田主丸年2回 2検体	
	銅含有量			14	検体		"	
	亜鉛含有量			14	検体		"	
	溶解性鉄含有量			14	検体		"	
	溶解性マンガン含有量			14	検体		"	
	クロム含有量			14	検体		"	
	カドミウム及びその化合物			14	検体		"	
	シアン化合物			14	検体		"	
	有機燐化合物(パラチオノン、メチルパラチオノン、メチルジメトン及びE P Nに限る)			14	検体		"	
	鉛及びその化合物			14	検体		"	
	六価クロム化合物			14	検体		"	
	砒素及びその化合物			14	検体		"	
	水銀及びアルキル水銀			14	検体		"	
	その他の水銀化合物			14	検体		"	
	アルキル水銀化合物			14	検体		"	
	P C B			14	検体		"	
	トリクロロエチレン			14	検体			"
	テトラクロロエチレン							"
	ジクロロメタン							"
	四塩化炭素							"
	1,2-ジクロロエタン							"
	1,1-ジクロロエチレン							"
	シス-1,2-ジクロロエチレン							"
	1,1,1-トリクロロエタン							"
	1,1,2-トリクロロエタン							"
	1,3-ジクロロプロベン							"
	ベンゼン							"
	チウラム							"
	シマジン							"
	チオベンカルブ							"
	セレン及びその化合物							"
	ほう素及びその化合物							"
	ふつ素及びその化合物							"
	1,4-ジオキサン							"
	水温			24	検体		田主丸月2回 24検体	
	水素イオン濃度			24	検体		"	
	透視度			24	検体			
	浮遊物質量			24	検体		"	
	生物化学的酸素要求量			24	検体		"	
	窒素含有量			24	検体		"	
	アンモニア性窒素			24	検体		"	
	亜硝酸性窒素			24	検体		"	
	硝酸性窒素			24	検体		"	
	燐含有量			24	検体		"	
	ノルマルヘキサン抽出物質含有量			24	検体		"	
	大腸菌群数			24	検体		"	
	化学的酸素要求量(Mn)			24	検体		"	
	塩化物イオン			12	検体		田主丸月1回 12検体	
					計			

内 訳							摘要	
費 目	名称	品種	規格	数量	単 価	金 額		
明細③ 汚泥分析業務(成分試験)	銅含有量			5	検体		中央年2回 2検体、南部年2回 2検体、田主丸年1回 1検体	
	亜鉛含有量			5	検体		〃	
	クロム含有量			5	検体		〃	
	カドミウム及びその化合物			5	検体		〃	
	鉛及びその化合物			5	検体		〃	
	砒素及びその化合物			5	検体		〃	
	水銀及びアルキル水銀 その他の水銀化合物			5	検体		〃	
	ニッケル含有量			5	検体		〃	
	水分			5	検体		〃	
						計		
明細④ 汚泥分析業務(溶出試験)	カドミウム及びその化合物			5	検体		中央年2回 2検体、南部年2回 2検体、田主丸年1回 1検体	
	シアノ化合物			5	検体		〃	
	有機燐化合物			5	検体		〃	
	鉛及びその化合物			5	検体		〃	
	六価クロム化合物			5	検体		〃	
	砒素及びその化合物			5	検体		〃	
	水銀及びアルキル水銀 その他の水銀化合物			5	検体		〃	
	アルキル水銀化合物			5	検体		〃	
	P C B			5	検体		〃	
	トリクロロエチレン			5	検体		〃	
	テトラクロロエチレン						〃	
	ジクロロメタン						〃	
	四塩化炭素						〃	
	1,2-ジクロロエタン						〃	
	1,1-ジクロロエチレン						〃	
	シス-1,2-ジクロロエチレン						〃	
	1,1,1-トリクロロエタン						〃	
	1,1,2-トリクロロエタン						〃	
	1,3-ジクロロプロペン						〃	
	ベンゼン					計		
	チウラム			5	検体		〃	
	シマジン			5	検体		〃	
	チオベンカルブ			5	検体		〃	
	セレン及びその化合物			5	検体		〃	
	1,4-ジオキサン			5	検体		〃	
	前処理料			5	検体		〃	
						計		
明細⑤ 試料採取	直接人件費…①	測量技師補(試料採取)			人日			
		測量助手(試料採取)			人日			
		測量技師(計画)			人日			
		測量技師(報告書作成)			人日			
						計		
	直接経費…②	車両経費(燃料費)			L			
		車両経費 (運転時間当たり損料)			時			
		車両経費 (供用1日当たり損料)			日			
						計		
	①+②					計		
明細⑥ 諸経費						計		